

JIS Q 9100:2009版に基づくIAQG認可航空宇宙審査員移行研修コースを新規審査員向け基礎研修コースとして運用する研修提供者及び当該研修コースを承認する研修提供者承認機関に対する要求事項

目次

1. 適用範囲.....	3
2. 引用規格及び関連文書.....	3
3. 用語の定義.....	4
4. 研修提供者に対する要求事項.....	4
5. 研修提供者承認機関に対する要求.....	5
6. 本文書の責任.....	5

1. 適用範囲

この文書は、IAQGの規定（IAQG ICOP Resolution Log No. 57, No. 78及びNo. 85）に基づき、JIS Q 9100:2009版に基づくIAQG認可航空宇宙審査員移行研修コース（以下、移行研修コース）をSJAC9010で規定されるJIS Q 9100 航空宇宙審査員及び航空宇宙産業経験審査員向けの基礎研修コース（以下、基礎研修コース）として運用する研修提供者及び研修提供者承認機関に適用される。

尚、本文書は、IAQGの規定（IAQG ICOP Resolution Log No. 57, No. 78及びNo. 85）に基づき、SJAC9104-3改定A版（2012年初め頃発行予定）適用までの規定として定める。

1.1 目的

この文書は、研修提供者が移行研修コースを基礎研修コースとして提供する際の要求事項を定めている。この文書に示されていない事項は、関連文書による。

注： SJAC9010C 7.2.2項及びSJAC9011B 7項で規定している航空宇宙産業専門研修コースは JIS Q 9100:2009版対応の研修コースとして許容しない。

2. 引用規格及び関連文書

この文書に引用される規格及び関連文書を以下に示す。引用規格は、この文書に引用されることによってこの文書の一部を構成する。

2.1 引用規格

JIS Q 9100:2009	品質マネジメントシステムー航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する要求事項
-----------------	-------------------------------------

2.2 関連文書

SJAC9010	JIS Q 9100 品質マネジメントシステムの認定・審査登録に対する要求事項
SJAC9011	航空宇宙審査員研修コースの開発、実施及び管理に関する要求事項
SJAC9101	品質マネジメントシステム 航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する審査要求事項
SJAC9104pre	航空宇宙 品質マネジメントシステムの審査登録制度に関する要求事項
SJAC9104-3	航空宇宙審査員の力量及び研修コースに関する要求事項

IAQG ICOP Resolution Log No. 57, No. 78 及び No. 85 (注)

注: IAQG ICOP Resolution Log (英文) は, OASIS の HP (https://www.sae.org/?PORTAL_CODE=IAQG) より入手可能。

JRMC10-017C 附属書 1 JIS Q 9100:2009 版に基づく IAQG 認可航空宇宙審査員向け移行研修コースを運用する研修提供者及び研修提供者承認機関に対する要求事項

3. 用語の定義

用語の定義は SJAC9011 及び関連文書による。

4. 研修提供者に対する要求事項

以下の項目を除き, JRMC10-017C 附属書 1 に同じ。

4.1 移行研修コースを基礎研修コースとして提供する研修提供者は, 基礎研修コース提供に先立ち, JRMC10-017C 附属書 1 に基づき JRMC が承認した研修提供者承認機関の要求事項に従って, 研修提供者承認機関より移行研修コースを基礎コースとして運用する研修提供者の承認を得ておかなければならない。また, 研修提供者は, IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意に基づき, IAQG が承認した移行研修コースの教材及び評価方法を使用しなければならない。

4.9.1 研修生の受講資格

4.9.1.1 研修提供者は, 研修生が研修提供者の設定した前提条件に合致していることを研修コースの受講前に検証しなければならない。(SJAC9011B 5.1.1 項参照)

4.9.1.2 研修提供者は, 研修コースに正規の研修生の妨げにならない範囲で前提条件に合致しない研修生を受け入れてもよい。研修提供者は, 前提条件に合致しない研修生を証明書の発行を除いて研修生と同等に取扱うこと。(SJAC9011B 5.1.2 項参照)

4.10.4 再研修及び再試験

4.10.4.1 知識試験が不合格となった研修生は, 移行研修コースの最終日より90日以内に再試験を受けることができる。再試験の最低合格点は80%である。

4.10.4.2 知識試験に合格したが、適用性評価結果が不合格となった研修生は, 移行研修コースの最終日より90日以内に適用性評価結果の点数に応じて研修提供者に以下を申し出ることができる。

a) 適用性評価結果の点が60%~79%の場合

IAQG認可研修コース開発者が提供する適用性再試験を受験する。

尚、適用性再試験は2回まで受験可能である。2回目の受験で合格点に満たない場合は、再度、

全移行研修コース(対面式研修)を受講しなければならない。

b)適用性評価結果の点が60%未満の場合

再度、全移行研修コース(対面式研修)を受講しなければならない。

5. 研修提供者承認機関に対する要求

5.1 研修提供者承認機関は、この文書及び関連文書の要求事項に従い、移行研修コースを基礎研修コースとして提供する研修提供者の承認について要求事項を規定しなければならない。研修提供者承認機関は、要請に応じて、承認プロセスに関する申請手順、申請書、その他必要な文書、帳票を提供しなければならない。

5.2 研修提供者承認機関は、5.1 の要求事項に従い、基礎研修コースの承認に関する決定を行わなければならない。

5.3 研修提供者承認機関は、JRMC10-017C 附属書 1 に基づき既に移行研修コースを承認済みの場合等、研修提供者承認機関の判断により基礎研修コースに対する承認を省略してもよい。但し、その場合、研修提供者が発行する基礎研修コースとしての修了証明書への研修提供者承認機関のロゴマークの使用を含め、研修提供者に対して、研修提供者承認機関が関与する範囲（要・不要等）を明確にしなければならない。

注：JRMC10-017C 附属書 1 4.2 1), 4.7, 4.9.4, 4.11.1 a) b) e), 4.11.4 参照。

6. 本文書の責任

JRMC10-017C 附属書 1 に同じ。